

福岡県公報

平成二十三年四月一日
第三千二百三十七号
増刊 ①

目次

規 則 (第十一号―第十五号)

福岡県漁船法施行細則の一部を改正する規則 (漁業管理課) ……………一

福岡県行政組織規則の一部を改正する規則 (人事課) ……………三

福岡県事務委任規則の一部を改正する規則 (人事課) ……………三

福岡県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則 (障害者福祉課) ……………三

福岡県立勤労青少年文化センター条例施行規則の一部を改正する規則 (労働政策課) ……………一五

告 示 (第六百十八号―第六百十九号) (港湾課) ……………一七

県が管理する港湾施設の概要の一部改正 (港湾課) ……………一七

九州歯科大学附属歯科衛生学院学則を廃止する告示 (学事課) ……………二〇

訓 令 (第四号) (人事課) ……………二〇

福岡県職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令 (人事課) ……………二〇

福岡県漁船法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。
平成二十三年四月一日

規 則

福岡県規則第十一号

福岡県知事 麻生 渡

福岡県漁船法施行細則の一部を改正する規則

福岡県漁船法施行細則 (昭和二十六年福岡県規則第七十一号) の一部を次のように改

正する。

様式第十六号を次のように改める。

様式第16号 (第14条関係)

漁船原簿謄本交付申請書

年 月 日

県知事 殿

住 所
氏名又は名称

印

下記により漁船原簿謄本の交付を受けたいので、漁船法第21条の規定により申請します。

記

登録番号	船名	謄本部数	抹消謄本部数
-			
-			
-			
-			
-			
-			
-			
-			
-			
部数計			
金 額			円

備考 この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県行政組織規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十三年四月一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第十二号

福岡県行政組織規則の一部を改正する規則

福岡県行政組織規則（昭和三十四年福岡県規則第六十六号）の一部を次のように改正する。

「第六款 削除

目次中 第七款 歯科衛生士養成施設（第八十四条 第八十六条）」を

「第六款 削除 に改める。

第七款 削除」

第二条第四号中「、歯科衛生士養成施設」を削る。

第二十条の二の四第七号中「平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律

（平成二十二年法律第十九号）の規定により」を削る。

第二十条の三第一号イ中「及び歯科衛生士養成施設」を削り、同号ハ中「（歯科衛生士養成施設に係るものを含む。）」を削り、同号ニ中「及び歯科衛生士養成施設」を削り、同条第二号ハを削る。

第三十一条の七の五第四号ニ中「平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律の施行に関する事務」を「子ども手当に関する事務」に改める。

第四章第一節第七款を次のように改める。

第七款 削除

第八十四条から第八十六条まで 削除

第一百一条の表福岡県立田川高等技術専門校の項中「木工科」を「木工家具科」に改める。

第一百十三条第五項第三号イ中「木工科」を「木工家具科」に改める。

附則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

福岡県事務委任規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十三年四月一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第十三号

福岡県事務委任規則の一部を改正する規則

福岡県事務委任規則（昭和四十年福岡県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第十七条を次のように改める。

第十七条 削除

第二十条第十四項第一号ハ中「第十七条の十二第一項」を「第十七条の十三第一項」に改め、同号ト及びチ中「第十七条の十二第二項」を「第十七条の十三第二項」に改め、

同号又中「第十七条の四第一項」を「十七條の五第一項」に改め、同号ル中「第十七条の五第一項」を「第十七条の六第一項」に改め、同号ヲ中「第十七条の六第一項」を

「第十七条の七第一項」に改め、同号ワ中「第十七条の七」を「第十七条の八」に改め、同項第二号中ワをカとし、同号ヲ中「第十四条の第二第二項」を「第十四条の第二第三項」に改め、同号中ヲをワとし、ルの次に次のように加える。

ヲ 法第十四条の二第二項の規定に基づき、指定事業場の設置者から、事故の状況及び講じた措置の概要の届出を受領すること。

第二十条第十六項第一号イ中「第十二条の三第六項」を「第十二条の三第七項」に改める。

第七十四条第二号中「平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）による子ども手当」を「所管する職員に係る子ども手当」に改める。

附則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

福岡県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに

公布する。

平成二十三年四月一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第十四号

福岡県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県心身障害者扶養共済制度条例施行規則（昭和四十五年福岡県規則第三十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「及び」の下に「加入等申込書（様式第一号）に記載されている心身障害者を年金受給権者とした」を加え、「ことに」を「ことを」に改める。

第十一条第一項第四号中「年金支給停止事由発生（消滅）届書」を「年金支給停止事由発生・消滅届書」に改める。

様式第一号を次のように改める。

様式第1号(第4条)

加入等申込書

年 月 日

福岡県知事 殿

(加入申込者)

氏 名

㊟

福岡県心身障害者扶養共済制度条例第5条(第5条の3)の規定により、福岡県心身障害者扶養共済制度に加入したいので、関係書類を添えて申し込みます。
 における口数追加を

加入等申込者	(ふりがな) 氏名	男 生年月日	年 月 日		
	住所	女	電話番号	心身障害者との続柄	
心身障害者	(ふりがな) 氏名	男 生年月日	年 月 日		
		女			
口数追加		する ・ しない			
現在共済制度に加入の有無		有(加入番号) ・ 無			

	従前の 地方公共団体名	加入番号	加入年月日(口数追加)
他制度からの 転入者の記載欄			年 月 日(年 月 日)
			年 月 日(年 月 日)

本共済制度においては、心身障害者を事後的に変更できないものとします。

添付書類

- 1 加入等申込者及びその扶養する心身障害者の住民票の写し
- 2 申込者告知書
- 3 心身障害者の障害証明書
- 4 年金管理者指定届書

(注) 1 口数追加のみの申込みの場合には、添付書類のうち申込者告知書のみを添付してください。
 2 氏名欄は、記名押印に代えて署名をすることができます。

確認印	
「重要事項のご説明」の内容を確認し、受領しました。 また、この共済制度が加入目的に合致していることも確認しています。	㊟

様式第四号を次のように改める。

様式第4号

加入番号

年金管理者指定届書

年 月 日

福岡県知事 殿

(加入申込者)

住 所

氏 名

印

(電話番号 - -)

次の者を年金管理者として指定したので、お届けします。

(年金管理者)

住 所

氏 名

(心身障害者との続柄)

私は、年金管理者となることに同意し、次の心身障害者の年金を管理し、よき理解者として誠意をもって保護、養育に当たることを誓約します。

年 月 日

年金管理者氏名

印

(心身障害者)

住 所

氏 名

注 1 氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

2 この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

様式第七号及び第七号の二を次のように改める。

様式第7号（第4条）

（表面）

加入番号

福岡県心身障害者扶養共済制度加入証書加入者
氏名

あなたは、福岡県心身障害者扶養共済制度条例に基づき、心身障害者扶養共済制度に加入していることを証します。

年 月 日

福岡県知事

印

加入者	(ふりがな) 氏名	
	生年月日	年 月 日
心身障害者	(ふりがな) 氏名	
	生年月日	年 月 日
加入日 (加入等の効力発生の日)		年 月 日
掛金払込期間		年 月 日 ~ 年 月 日

(裏面)

- 1 この加入証書は、大切に保管してください。
もし、この証書を破ったり、よごしたり、又は失ったりしたときは、新しい証書を交付しますから申請してください。
- 2 掛金は、毎月期限までに必ず納付してください。
もし、掛金を2か月以上滞納しますと、脱退として取り扱いますから御承知ください。
- 3 加入者が死亡したり、重度障害となったときは、その月から心身障害者の生存中毎月所定の年金を支給します。
- 4 加入者が、この制度加入の際提出した書類に不実の記載があった場合又は加入者の死亡若しくは重度障害が加入者や心身障害者の故意若しくは重大な過失によるものである場合は、年金が支給されないこともありますので御承知ください。
- 5 心身障害者が加入者より早く又は同時に死亡したときは、加入者又は加入者の遺族に対して所定の弔慰金を支給します。
- 6 加入者が、この制度から脱退し又は口数を減少したときは、加入者に対して所定の脱退一時金を支給します。
- 7 加入者が20年以上継続してこの制度に加入し、かつ、65歳になってから最初に到来する加入月の応答日以後は、掛金を納付する必要はありません。
- 8 次の場合には、速やかにお届けください。
 - (1) 加入者、心身障害者又は年金管理者が氏名や住所を変更したとき。
 - (2) 心身障害者又は年金管理者が死亡したとき。
 - (3) 年金管理者を指定し、又は変更したとき。
 - (4) 掛金の納付ができなくなったとき。
- 9 掛金や年金の額について、福岡県心身障害者扶養共済制度条例の改正があったときは、改正後の条例の規定を適用するものとします。
- 10 その他、この制度の内容については、お申込みの際に御確認いただいた「心身障害者扶養共済制度(重要事項のご説明)」を御確認ください。
- 11 その他、この制度についてのお尋ねは、市町村又は県福祉労働部障害者福祉課にお問合せください。

様式第7号の2 (第4条)

(表面)

加入番号	
------	--

福岡県心身障害者扶養共済制度

口数追加証書

加入者
氏名

あなたは、福岡県心身障害者扶養共済制度条例に基づき、心身障害者扶養共済制度の口数が追加されていることを証します。

年 月 日

福岡県知事

_____ 印

加入者	(ふりがな) 氏名	
	生年月日	年 月 日
心身障害者	(ふりがな) 氏名	
	生年月日	年 月 日
加入日 (加入等の効力発生の日)		年 月 日
掛金払込期間		年 月 日 ~ 年 月 日

(裏面)

- 1 この証書は、大切に保管してください。
もし、この証書を破ったり、よごしたり、又は失ったりしたときは、新しい証書を交付しますから申請してください。
- 2 掛金は、毎月期限までに必ず納付してください。
もし、掛金を2か月以上滞納しますと、脱退として取り扱いますから御承知ください。
- 3 加入者が死亡したり、重度障害となったときは、その月から心身障害者の生存中毎月所定の年金(加算額)を支給します。
- 4 加入者が、口数追加の際提出した書類に不実の記載があった場合又は加入者の死亡若しくは重度障害が加入者や心身障害者の故意若しくは重大な過失によるものである場合は、年金が支給されないこともありますので御承知ください。
- 5 心身障害者が加入者より早く又は同時に死亡したときは、加入者又は加入者の遺族に対して所定の弔慰金(加算額)を支給します。
- 6 加入者が、脱退したとき又は口数を減少したときは、加入者に対して所定の脱退一時金を支給します。
- 7 口数追加が20年以上継続し、かつ、加入者が65歳になってから最初に到来する口数追加日の応答日以後は、口数追加に係る掛金を納付する必要はありません。
- 8 次の場合には、速やかにお届けください。
 - (1) 加入者、心身障害者又は年金管理者が氏名や住所を変更したとき。
 - (2) 心身障害者又は年金管理者が死亡したとき。
 - (3) 年金管理者を指定し、又は変更したとき。
 - (4) 掛金の納付ができなくなったとき。
- 9 掛金や年金の額について、福岡県心身障害者扶養共済制度条例の改正があったときは、改正後の条例の規定を適用するものとします。
- 10 その他、この制度の内容については、お申込みの際に御確認いただいた「心身障害者扶養共済制度(重要事項のご説明)」を御確認ください。
- 11 その他、この制度についてのお尋ねは、市町村又は県福祉労働部障害者福祉課にお問合せください。

様式第二十四号を次のように改める。

様式第24号

年金証書 番 号	
-------------	--

年金支給停止事由発生・消滅届書

年金受給権者	氏 名	
	住 所	
	電話番号	- -
支給停止事由の発生・消滅した日		年 月 日
支給停止事由発生の内容	1 心身障害者の所在が1月以上不明である。 2 心身障害者が懲役又は禁錮の刑に処せられ刑の執行を受けている。 3 心身障害者が日本国内に住所を有しない。	
支給停止事由消滅の内容	1 心身障害者の所在が明らかになった。 2 心身障害者が懲役若しくは禁錮の刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった。 3 心身障害者が日本国内に住所を有するようになった。	
上記のとおり、年金の支給停止事由が発生・消滅しましたので、お届けします。 年 月 日 <div style="text-align: right;"> 住 所 氏 名 ㊞ (電話番号 - -) </div> 福岡県知事 殿		

- 注 1 発生又は消滅のうち、該当するものを で囲んでください。
- 2 「支給停止事由発生の内容」及び「支給停止事由消滅の内容」欄は、該当する内容の番号を で囲んでください。
- 3 氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。
- 4 この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

附則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

福岡県立勤労青少年文化センター条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十三年四月一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第十五号

福岡県立勤労青少年文化センター条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県立勤労青少年文化センター条例施行規則（昭和四十八年福岡県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

第四条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改める。

第五条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条各号列記以外の部分中「使用料」を「額」に改め、同条第二号中「使用料の」を削り、同条第三号中「占有使用」を「占有利用」に改め、「使用料の」を削る。

第六条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「使用料（以下「付属設備等使用料」という。）」を「額（以下「付属設備等利用料金」という。）」に改める。

第八条の見出し及び同条第一項中「使用料」を「利用料金」に改め、同条第二項中「別表第二に規定する付属設備等の使用料」を「付属設備等利用料金」に、「超過使用料」を「額」に改める。

第九条から第十一条までを次のように改める。

（減免）

第九条 条例第六條第七項の規定に基づく利用料金の減額又は免除は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める利用料金の額について行うものとする。

一 指定管理者がセンターの設置目的を達成する行事に利用する場合 利用料金の全額

二 二箇月に一回以上定期的に小ホールを利用する団体が行う音楽、演劇、舞踏等の催物の場合及び小ホールにおける催物で入場料に相当する金額が千円未満の場合

条例別表備考一に定める額の三分の一に相当する額

三 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の児童又は生徒その他これらに準ずると知事が認めたる者が土曜日にプールを利用する場合 利用料金の全額

四 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者がセンターを利用する場合 個人利用の場合の利用料金の全額（付属設備等利用料金を除く。）

五 療育手帳の交付を受けている者がセンターを利用する場合 個人利用の場合の利用料金の全額（付属設備等利用料金を除く。）

六 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第四十五条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者がセンターを利用する場合 個人利用の場合の利用料金の全額（付属設備等利用料金を除く。）

七 福岡県男女共同参画センター、福岡県人権啓発情報センター及び福岡県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成八年福岡県規則第五十五号）

第九条第五号に規定する身体障害者、第五号に定める者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第五百五十五号）第六条第三項に規定する一級若しくは二級の精神障害者とその介護人がセンターを利用する場合 個人利用の場合の利用料金の全額（付属設備等利用料金を除く。）

八 六十五歳以上の者がセンターを利用する場合 個人利用の場合の利用料金の全額（付属設備等利用料金を除く。）

九 前各号に掲げるもののほか、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て、特に必要と認める場合 指定管理者が認める額

十 前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める場合 知事が認める額（還付）

第十条 条例第六條第八項ただし書の規定に基づく利用料金の還付は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める額について行うものとする。

一 天災地変その他利用者の責めに帰することができない理由でセンターを利用できなくなった場合 利用料金の全額又は一部の額

二 利用者が、あらかじめ知事の承認を得て指定管理者が別に定める日までに取消し

を申し出た場合 指定管理者が別に定める額

三 前二号に掲げるもののほか、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て、特に必要と認める場合 指定管理者が認める額

四 前二号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める場合 知事が認める額
(利用料金の端数計算)

第十一条 センターを利用する場合において、条例別表の備考一、第五条、第九条第二号又は別表第二の備考二の規定に基づき決定された額に十円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。

第十二条を削る。

第十三条第一項中「第六条第一項」を「第四条第一項」に改め、同条第二項中「第六条第一項第二号」を「第四条第一項第二号」に改め、同条を第十二条とし、第十四条を第十三条とする。

別表第一及び第二を次のように改める。

別表第一（第五条関係）

一 小ホール若しくは本館各施設を利用する場合又は体育館を占有利用する場合の超過利用料金

時間区分	算定基準時間及び額	超過時間	超過利用料金
午前七時から午前九時まで	条例別表に掲げる午前九時から正午までの額	一時間以内 一時間を超え二時間以内	五十パーセントに相当する額 百パーセントに相当する額
正午から午後五時まで	条例別表に掲げる午後一時から午後五時までの額	一時間以内 一時間を超え二時間以内 二時間を超える場合	二十五パーセントに相当する額 五十パーセントに相当する額 百パーセントに相当する額

時間区分	超過利用料金
午後五時から午後九時まで	条例別表に掲げる午後六時から午後九時までの額
一時間以内	二十五パーセントに相当する額
一時間を超え二時間以内	五十パーセントに相当する額
二時間を超える場合	百パーセントに相当する額

二 体育館を個人利用する場合の超過利用料金

時間区分	超過利用料金
一時間未満	条例別表に掲げる使用料の額の五十パーセントに相当する額
一時間以上二時間以内	条例別表に掲げる額

別表第二（第六条関係）

小ホール	
ポーターライト	一式 三五〇円 一〇〇ワット
アップパーホリズンライト	一式 四七〇円 五〇〇ワット
サスペンションライト	一台 一七〇円 五〇〇ワット
シーリングスポットライト	一式 七〇〇円 五〇〇ワット
スタンド	一台 一〇〇円
拡声装置	一式 二、三七〇円
マイクロホン	一本 三五〇円
ワイヤレスマイクロホン	一本 九四〇円 一チャンネル
テーブルコーダー	一台 五九〇円
レコードプレーヤー	一台 五九〇円
スクリーン	一式 一、一八〇円 スクリーンのみ利用の場合
コンサート	一個 一〇〇円
一六ミリ映写機	一台 二、三七〇円
演台	一台 二三〇円
ピアノ	一、一八〇円 調律料は含まない。
ピンスポットライト	一台 五九〇円

金屏風	一双	五九〇円	
ステレオ	一式	一、一八〇円	
ピアノ(アップライト)	一台	一、一八〇円	
ストンプウオッチ	一個	六〇円	
フロアシート	一枚	一一〇円	
コインロッカー	一口	五〇円	
長机	一脚	六〇円	
折りたたみ椅子	一脚	二〇円	
オーバーヘッドプロジェクター	一台	五九〇円	
黒板	一台	一一〇円	
スライド映写機	一台	五九〇円	

備考

- 一 この表の額は、午前九時から正午まで、午後一時から午後五時まで及び午後六時から午後九時までをそれぞれ一回として算定するものとする。ただし、「インロッカーについてはこの限りでない。
 - 二 一回の利用時間を超過して利用するときの額は、一時間ごとにこの表に掲げる額の二十五パーセントに相当する額とする。ただし、「コインロッカーについてはこの限りでない。
 - 三 前項の場合において、超過時間が一時間未満であるときは「一時間」とし、一時間を超える場合において一時間未満の端数があるときは、当該端数の時間は一時間として計算する。
- 別記様式甲「(第13条関係)」および「(第12条関係)」の「第6条第1項」および「第4条第1項」に改める。
- 附則
この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

告示

福岡県告示第六百十八号
県が管理する港湾施設の概要(昭和五十一年九月福岡県告示第千二百四十七号)の一部を次のように改正する。
平成二十三年四月一日

福岡県知事 麻生 渡

苅田港(1)水域施設の表泊地の項中

本港4号泊地	本港4号岸壁前面	- 4.5	97
本港3号泊地	本港3号物揚場前面	- 3	65

を

本港4号泊地	本港4号岸壁前面	- 4.5	94
本港3号泊地	本港3号物揚場前面	- 3	68

に

本港2号泊地	幸町2号A・B物揚場前面	- 2	10
--------	--------------	-----	----

を

本港2号泊地	幸町2号A・B物揚場前面	- 2	10
本港第2船だまり泊地	本港第2船だまり船揚場前面	- 2	44

に改める。

苅田港(2)外郭施設の表防波堤の項中

北防波堤	京都郡苅田町鳥越町地先	1,017
東防波堤	京都郡苅田町大字浜町字神ノ島4499番地の2北側地先	400
南防波堤	南港10号泊地から苅田港本航路に至るまで	885.7
防波堤(松山)	京都郡苅田町鳥越町地先	252
松山防波堤	京都郡苅田町鳥越町地先	440
松山小型船溜まり防波堤	京都郡苅田町鳥越町1番61地先	385

を

北防波堤	京都府苅田町鳥越町地先	1,017
東防波堤	京都府苅田町大字浜町字神ノ島4499番地の2北側地先	400
南防波堤	南港10号泊地から苅田港本航路に至るまで	885.7
防波堤(松山)	京都府苅田町鳥越町地先	252
松山防波堤	京都府苅田町鳥越町地先	440
松山小型船だまり防波堤	京都府苅田町鳥越町1番61地先	385
本港第2船だまり防波堤	京都府苅田町幸町地先	425

1256'

回覧船の便

石炭さん橋裏護岸	京都府苅田町港町1番地	28	4
----------	-------------	----	---

4'

本港3号物揚場護岸	京都府苅田町港町1番地	28	4
-----------	-------------	----	---

12'

フェリーB護岸	京都府苅田町新浜町5番地の3	71	11
フェリー取付護岸A	京都府苅田町新浜町5番地の3	43	3.6
フェリー取付護岸B	京都府苅田町新浜町5番地の3	30	11
フェリー接岸部取付護岸	京都府苅田町新浜町5番地の3	30	4.3

4'

フェリーB護岸	京都府苅田町新浜町5番地の3	74	11
フェリーA岸壁取付護岸	京都府苅田町新浜町5番地の3	15	3.6
南港7号D岸壁取付護岸A	京都府苅田町新浜町5番地の3	30	3.6
南港7号D岸壁取付護岸B	京都府苅田町新浜町5番地の3	30	11

1256'

苅田港の回覧船の便

石炭さん橋	京都府苅田町港町1番地	-4.5	7	700	1	-
南港7号A岸壁	京都府苅田町長浜町50番地地先	-7.5	130	5,000	1	20
南港4号岸壁	京都府苅田町長浜町49及び51番地	-4.5	440	700	7	15
南港7号B岸壁	京都府苅田町新浜町地先	-7.5	260	5,000	2	20
南港5号岸壁	京都府苅田町新浜町8番地地先	-5.5	360	2,000	4	15
南港7号C岸壁	京都府苅田町新浜町8番13地先	-7.5	130	5,000	1	20
南港7号D岸壁	京都府苅田町新浜町5番地の3	-7.5	230	5,000	1	30

4'

南港7号A岸壁	京都府苅田町長浜町50番地地先	-7.5	130	5,000	1	20
南港4号岸壁	京都府苅田町長浜町49及び51番地	-4.5	440	700	7	15
南港7号B岸壁	京都府苅田町新浜町地先	-7.5	260	5,000	2	20
南港5号岸壁	京都府苅田町新浜町8番地地先	-5.5	360	2,000	4	15
南港7号C岸壁	京都府苅田町新浜町8番13地先	-7.5	130	5,000	1	20
南港7号D岸壁	京都府苅田町新浜町5番地の3	-7.5	230	5,000	1	20

1256'

回覧船の便

船揚場	物揚場	松山小型船溜まりD	京都府苅田町鳥越町1番61	-2	140	-	6.0
	幸町船揚場	幸町船揚場	京都府苅田町幸町地先	-2	30	-	-

4'

船揚場	松山小型船だまりD物揚場	京都府苅田町鳥越町1番61	-2	140	-	6.0
	幸町船揚場	京都府苅田町幸町地先	-2	30	-	-
浮桟橋	本港第2船だまり船揚場	京都府苅田町幸町	-2	30	-	-
	本港第2船だまり浮桟橋1	京都府苅田町幸町地先	-2	169	-	-
	本港第2船だまり浮桟橋2	京都府苅田町幸町地先	-2	101	-	-

㎡

〔大島港(一)水域施設の表を次のとおり定める。〕

南港73号野積場	フェーバー岸壁背後	20,291
----------	-----------	--------

㎡

南港73号野積場	南港7号D岸壁背後	20,291
----------	-----------	--------

㎡

幸町42号野積場	幸町4号物揚場背後	13,982
----------	-----------	--------

㎡

幸町42号野積場	幸町41号野積場背後	12,595
----------	------------	--------

㎡

〔大島港(二)水域施設の表を次のとおり定める。〕

幸町緑地	京都府苅田町幸町	5,622	樹木、芝生
------	----------	-------	-------

㎡

幸町緑地	京都府苅田町幸町	5,165	樹木、芝生
------	----------	-------	-------

㎡

〔大島港(三)水域施設の表を次のとおり定める。〕

施設の種類の	名称	位置	水深(m)	幅員(m)	延長(m)
航路	避難港航路	泊地から東方港外に至るまで	-4 ~ -7	60	300

泊地	泊地	宗像市大島字中西1809番地の20から同市大島字大岸1879番地の地先	-2 ~ -6	80
	南泊地	宗像市大島字大岸1879番地から同市大島字長者倉1926番地の地先	±0 ~ -6	33

〔大島港(四)外部施設の表を次のとおり定める。〕

防波堤	北防波堤	宗像市大島字中西1809番地の20地先	184
	南防波堤	宗像市大島字大岸1879番地の地先	343

㎡

防波堤	北防波堤	宗像市大島字中西1809番地の20地先	184
	南防波堤	宗像市大島字大岸1879番地の地先	316
	外防波堤	宗像市大島字長者倉1926番地の地先	300
	内防波堤	宗像市大島字大岸1879番地の地先	100

㎡

〔回浜護岸の表を次のとおり定める。〕

1号護岸	宗像市大島字大岸1879番地の地先	76	0.5
1号物揚場取付護岸	宗像市大島字大岸1879番地の地先	24	0.5 ~ 3.8

㎡

1号護岸	宗像市大島字大岸1879番地の地先	76	0.5
------	-------------------	----	-----

㎡

南防波堤護岸	宗像市大島字大岸1879番地の1地先	76	1
--------	--------------------	----	---

㎡

南防波堤護岸	宗像市大島字大岸1879番地の1地先	73	1
--------	--------------------	----	---

㎡

〔大島港(五)外部施設の表を次のとおり定める。〕

施設の種類の	名称	位置	水深(m)	延長(m)	エプロン幅(m)
	1号物揚場	宗像郡大島村字大岸1879番地の地先	-4	60	10
2号物揚場					

物揚場	3号物揚場	宗像市大島字大岸1826番地地先	- 3	34	9
	4号物揚場	宗像市大島字中西1809番地20地先	- 3	65	6
	5号物揚場	宗像市大島字中西1809番地20地先	- 3	20	6
船揚場	船揚場	宗像市大島字大岸1879番地地先	- 2	25	10
	浮棧橋	宗像市大島字中西1809番地20地先	- 3	30×2	5
浮棧橋	南浮棧橋	宗像市大島字長者倉1926番地地先	- 3.0 ~ - 5.0	45	3.4

大島港(4)臨港交通施設の表道路の項中

臨港1号線	宗像市大島字中西1809番地の20、29及び18地先	13	152
	本港1号物揚場前面		

臨港1号線	宗像市大島字中西1809番地の20、29及び18地先	13	120
	本港1号物揚場前面		

大島港(6)環境整備施設の表緑地の項中

大島運動公園	宗像市大島字大岸1868番地の2地先	7,975	樹木、芝生、ベンチ
	から同字1879番地の1地先まで		

大島運動公園	宗像市大島字大岸1868番地の2地先	7,975	樹木、芝生、ベンチ、トイレ、手洗場等
	から同字1879番地の1地先まで		

同項の次に次のように加える。

施設の種類	名称	位置	延長(m)	幅員(m)	施設の概要
-------	----	----	-------	-------	-------

遊歩道	遊歩道	宗像市大島字大岸1879番地地先から同市大島字長者倉1926番地地先	216	2.5	東屋
棧橋	棧橋	宗像市大島字長者倉1926番地地先	252	3.0	-

北園(3)採留施設の表物揚場の項中

3号物揚場(2)	遠賀郡芦屋町西浜町3839番地の1地先	- 3	112	-	5.5
----------	---------------------	-----	-----	---	-----

3号物揚場(2)	遠賀郡芦屋町西浜町3839番地の1地先	- 3	102	-	5.5
----------	---------------------	-----	-----	---	-----

福岡県告示第六百十九号

九州歯科大学附属歯科衛生学院学則を廃止する告示を次のように定める。
平成二十三年四月一日

福岡県知事 麻生 渡

九州歯科大学附属歯科衛生学院学則を廃止する告示

九州歯科大学附属歯科衛生学院学則(平成二年三月福岡県告示第五百十五号の六)は廃止する。

附 則

この告示は、平成二十三年四月一日から施行する。



福岡県庁令第四号

本 庁
出先機関

福岡県職員の手続に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年四月一日

福岡県職員 駐在に関する規程の一部を改正する訓令

福岡県知事 麻生 渡

福岡県職員の駐在に関する規程（昭和三十一年二月福岡県訓令第十二号）の一部を次のように改正する。

別表公害対策事務関係の項担当事務の欄第一号口中「第十七条の十二第二項」を「第十七条の十三第二項」に、「第十七条の四第一項、第十七条の五第一項並びに第十七条の六第一項」を「第十七条の五第一項、第十七条の六第一項並びに第十七条の七第一項」に改め、同欄第二号イ中「並びに第十四条の二第一項及び第二項」を「及び第十四条の二第一項から第三項まで」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十三年四月一日から施行する。